

花巻市市民参画条例（素案）に関するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

令和5年5月10日（水）～令和5年6月8日（木） 30日間

(2) 周知方法

広報はなまき（令和5年5月1日号）への掲載ほか、市ホームページ及びSNS、コミュニティFM、有線放送、報道機関を通じて周知をした。

(3) 資料の閲覧場所

花巻市役所地域づくり課、花巻市役所総務課、各総合支所地域振興課、各市立図書館、各振興センター、花巻保健センター、生涯学園都市会館に備え付けたほか、市ホームページに公開した。

2 意見募集の結果

(1) 意見件数

3件

(2) 備付素案閲覧件数

335件（備付34件、ホームページ301件）

(3) 意見の内訳

花巻市市民参画条例（素案）	項目	件数
第1条	（趣旨）	
第2条	（定義）	
第3条	（市民の責務）	
第4条	（市の執行機関の責務）	
第5条	（市民参画の対象）	
第6条	（市民参画の方法）	
第7条	（市民参画の実施）	
第8条	（意向調査の実施）	
第9条	（パブリックコメントの実施）	
第10条	（意見交換会の開催）	
第11条	（ワークショップの実施）	
第12条	（審議会その他の附属機関における委員の公募）	
第13条	（花巻市市民参画・協働推進委員会の設置）	
第14条	（市民参画の点検及び評価）	
第15条	（委任）	
条例全体・その他		3
合計		3

(4) パブリックコメントによる意見と市の考え方（詳細は別紙のとおり）

【別紙】花巻市市民参画条例（素案）に係るパブリックコメントで寄せられた意見と市の考え方

■計画全般・その他について

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方	対応
1	<p>(1)パブリックコメントの実施方法について パブリックコメントは、公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、事前に命令等の案を公示し、その案について広く一般から意見や情報を募集する仕組みと認識しています。しかし、花巻市のパブリックコメントは部署によって実施方法に差があり、広く市民から意見を募集しようとする姿勢に疑問を感じます。具体的には、パブリックコメント資料の配置の形式に統一性がなく、市民が関心を抱きにくいと思います。パブリックコメントに出されるさまざまな条例案や計画案の内容は、市民のことや市の将来についてよく考えられており、多くの市民に見てもらいたいところですが、現在の形式は残念ながら、手にしていいものか・読んでいいものか判断しにくいものと思います。現在のパブリックコメントはインターネットでの意見提出が主流だと思いますが、閲覧場所に配置するパブリックコメントのファイル表紙を工夫することで、より多くの市民の目に留まり市の考え方が広く伝わり、市民が自分事と捉え自ら主体的にまちづくりに関わるキッカケになると考えます。</p>	<p>(1)パブリックコメントについては、花巻市パブリックコメント制度に関する指針（以下、「パブリックコメントに関する指針」という。）及びパブリックコメント手引きにより実施している。指針第3実施時期等の2では「公表の際には、計画等の趣旨及び目的等についての説明を加えるものとし、関連資料も併せて公表するなど、市民等が計画等の案の内容について十分理解できるよう留意するものとする。」と、提示する資料の内容についての記述はあるものの、資料の提示方法や配置の仕方などは規定していないことから、ご指摘のように統一性が図られていないものであった。今後は、ご意見を参考に市民参画・協働推進委員会のご意見も伺いながら、資料名、実施期間、担当部署を明記するなど、統一性のある資料提示方法の検討を行い、必要に応じてパブリックコメントに関する指針の改正を行う。また、提示方法について庁内へ周知を図るとともに、配置する資料は、配置する前に地域づくり課で確認するようにしたい。</p>	<p>パブリックコメントの閲覧資料について、ファイルの表紙に資料名、実施期間、担当部署を明記するなど、統一性のある表示の仕方や配置方法を市民参画条例制定までに検討していきます。</p>
	<p>(2)閲覧場所の増設 より多くの市民にパブリックコメントへ参加してもらうため、閲覧場所を増やすことが必要と考えます。例えば、商業施設内にある花巻市情報発信センター「ぶらっと花巻」や、花巻駅前の花巻市定住交流センター「なはんプラザ」など多くの市民が訪れる場所に閲覧場所を設けることが有効と考えます。</p>	<p>(2)閲覧場所については、パブリックコメントに関する指針第4実施の周知及び公表の方法等の規定により、担当部署及び総合支所や振興センターなどの多くの市民が利用する市公共施設を基本としている。ご意見をいただいた花巻市情報発信センター「ぶらっと花巻」や、花巻駅前の花巻市定住交流センター「なはんプラザ」については、これまで設置場所としていなかったが、ご意見のとおり多くの市民が訪れる場所であるので、市民参画・協働推進委員会のご意見も伺いながら、閲覧場所を増やすことについて検討してまいります。</p>	<p>パブリックコメントの閲覧場所の追加について、ご意見を参考に市民参画条例制定までに検討していきます。</p>

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方	対応
2	<p>「花巻市市民参画条例（素案）」の第1条には、「市民の参画に関する基本的な事項を定めます。」とあり、素案に示された内容についてはその通りだと思います。それに加えて、社会情勢が大きく変動し、地域が抱える課題や市民のニーズも多様化しているなかでは、市民と市が協働を推進するための計画を3年から5年を目途に策定し、評価検証を繰り返していく旨を明記することが必要と思います。</p>	<p>今回の素案でお示ししたとおり、市民参画条例は、まちづくり基本条例第12条に規定する、市政への参画について定めるものである。なお、協働については、まちづくり基本条例の第2条において、市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責務をもって、協力して行動することと定義されている。まちづくり基本条例第14条第1項には、市の執行機関は、協働を推進するため、必要な措置を講ずることについて、第2項では、市の執行機関は第1項に規定した措置を講ずるに当たっては、市民の活動の自主性及び自立性を尊重することについて規定されており、同条第14条に基づき平成23年に協働の指針が策定されている。</p> <p>ご提案をいただいた、協働を推進する計画の策定については、一関市で取り組んでおり、地域協働体支援事業補助金の交付や地域による市民センターの管理などについて目標年次を定めて到達点を示している。当市では、市民と市との協働指針を平成23年度に策定し、市民団体活動への補助や、行事の共催、後援などを行ってきたほか、指針の策定以前の平成19年度から地区コミュニティ会議に対して総額2億円の地域づくり交付金を交付し、地域の自主的な取組による課題解決に取り組んできた。また、平成23年度からは、振興センターの指定管理をコミュニティ会議に委託しており、協働についての個別の計画は定めてはいないものの、一関市とほぼ同様の取組を行っている。</p> <p>こうしたことについて、当市としても計画を定めて検証することは大いに考えられるところではあるが、国から策定を求められる計画も多い中で、全国の市町村において、策定する計画をこれ以上増やすべきではないという指摘もあり、本市も同様であることから、市職員の負担も考えながら、協働の推進についての計画の策定や評価を行うことについては、今後検討していきたい。</p>	<p>協働計画を策定し、評価検証を行うことについては、他市の事例を参考にしながら、検討していきます。</p>
	<p>市民が市長等に対して地域の社会課題を解決するための提案等を行うことができる、「政策公募手続」に関する内容を盛り込むと、さらに協働のまちづくりが進むと考えます。</p>	<p>今回制定しようとしている市民参画条例は、まちづくり基本条例第12条第1項に規定する市民に保障する市政への意見表明の対象と第13条に規定する方法について定めるものである。</p> <p>政策などを提言いただくことについては、まちづくり基本条例第5条に規定する、まちづくりの基本原則に基づき、市民から意見をいただくこととしており、市民との協働によるまちづくりを推進し、市民や団体からの建設的な意見や提言を反映させることを目的に広聴事業を実施している。広聴の方法として、市政懇談会、まちづくり懇談会、市長との対話、要望や陳情の受付、市長へのはがきやメールの受付の5つがあり、対象として、NPOや地区コミュニティ会議などの団体のほか、人数の制限なく一人であっても市民が自らの意志で市政へ意見を表明する機会を設けているものであり、いただいた提案やご意見はその都度検討し、市の施策に必要なと考えられるご意見については取り入れるなどの対応をしてきている。</p> <p>政策提言を受けることについては、市民が参画するという点で、効果があると考えられるが、これについては、市民参画条例とは別に考える必要がある。また、議会とは別に「政策公募手続」を実施することについて、どのような効果があるか検討していきたいと考えている。</p>	<p>今回制定しようとする市民参画条例は、まちづくり基本条例第12条第1項に規定する市民に保障する市政への意見表明の対象と第13条に規定する方法について定めるものであります。</p> <p>市民から市政へご意見を伺うことは大事なことでありと認識しており、これまでも広聴事業等で政策も含めて様々なご意見をいただいているところであります。一方、ご提案いただいた「政策公募手続」を実施することについては、選挙で選ばれた市民の代表である議員で構成される議会において、議員から政策提言を受けることと、同列に考えていいものかという点について、どのような効果があるかも含め、検討してまいりたいと考えています。</p>

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方	対応
3	<p>(1) 市民参画の対象について</p> <p>現在の条例素案については、「市の政策に関する市民の参画の範囲と方法」については示されてると思いますが、「市民が積極的に市政に参画」することについてはほとんど触れられておらず、その推進の方法も明示されていません。「市民が積極的に市政に参画」する事を含めた条例の制定が必要と意見申し上げます。</p>	<p>まちづくり基本条例第5条には、まちづくりの基本原則として、市民主体の自治によるまちづくりを推進するため、「市民、市議会及び市の執行機関が互いの信頼関係のもとに、参画と協働によるまちづくりを行うこと」としている。さらに、まちづくり基本条例第7条に市民の責務として、第1項に「市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに参画するよう努めるものとする。」と規定されていることから、ご提案いただいた内容は、まちづくり基本条例に基づいて推進していくものであり、市民参画条例で定めることとはされていない。</p> <p>今回、素案を示した市民参画条例は、まちづくり基本条例第12条第1項に規定する市民に保障している市政への参画の対象と第13条に規定されている市民参画の方法を第12条第2項の規定に従って市民参画条例で定めようとするものである。</p>	<p>市民の市政への参画の推進については、まちづくり基本条例の条文の中で、規定されており、新たに市民参画条例で定めることは考えておりません。</p>
	<p>(2) 市民参画の推進と方法について</p> <p>現在の条例素案については、市民参画の推進方法についての言及がほとんどなく、現在の市民参画協働推進委員においても「市の政策に関する市民の参画の範囲と方法」の確認がほとんどで、市民協働・参画の推進について行われていると言えません。推進委員会については別途規定が定められるとのことですが、花巻市の協働・参画の推進について検討するような場をきちんと設けて、推進して頂きたいです。</p>	<p>まちづくり基本条例第5条には、まちづくりの基本原則として、市民主体の自治によるまちづくりを推進するため、「市民、市議会及び市の執行機関が互いの信頼関係のもとに、参画と協働によるまちづくりを行うこと」と定められている。同じく第10条には、市長の役割と責務として、「市長は、この条例を遵守し、市政を運営するものとなります。」と規定されていることから、市民参画の推進については、この考えに基づいて行われるものであることと考えている。</p> <p>また、市民参画・協働推進委員会は、まちづくり基本条例第15条の規定により設置されており、その所掌は花巻市市民参画・協働推進委員会規則第2条に、市政への参画方法の研究や改善に関する事項、市民参画と協働の推進に関する事項、市民参画の評価に関する事項、まちづくり基本条例の見直しに関する事項について、執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は執行機関に意見を述べるものとする規定されている。市民参画の評価の際は、市民参画をより推進するという視点で、市民参画・協働推進委員会での外部評価及び職員チーム会議での内部評価の2段階評価を実施している。花巻市市民参画条例の検討の中でも、市民参画の推進の視点で検討をいただいている。花巻市市民参画条例の制定後は、花巻市市民参画・協働推進委員会については、条例施行規則第7条第1項第2号の所掌に「市民参画と協働の推進に関する事項」について、職員チームについては、同条例施行規則第12条第1項第3号所掌に「条例に基づく市民参画と協働に関すること」についてを規定しようと考えており、市政への市民参画の推進が図られるよう努めてまいりたい。</p> <p>なお、協働に関する事項については、平成22年11月に市から市民参画・協働推進委員会へ諮問を行い、翌平成23年7月に答申を受けて、市民と市との協働指針を策定している。</p> <p>市としては、協働の推進に向けて、今後、他市の事例なども研究した上で、市民参画・協働推進委員会からご意見を伺いながら、市民と市との協働指針の検証などを進めてまいりたいと考えている。</p> <p>※市民参画条例の制定の考えは、上欄の最終段落と同じ。</p>	<p>市民参画の推進については、まちづくり基本条例第5条まちづくりの基本原則、同条例第10条市長の役割と責務に基づいて行われるものと考えています。</p> <p>また、まちづくり基本条例第15条により設置されている市民参画・協働推進委員会の所掌は花巻市市民参画・協働推進委員会規則第2条に規定されており、その規定に基づき市民参画・協働推進委員会で市民参画と協働の推進に取り組んできたものであります。市民参画条例制定後も引き続き、市民参画・協働推進委員会の場で協議し実施してまいりたいと考えています。</p> <p>協働の推進については、他市の事例研究を行うとともに、市民参画・協働推進委員会のご意見を伺いながら、市民と市との協働の指針の検証に取り組んでまいります。</p>